

広島県公営企業管理規程第三号

広島県公営企業公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県公営企業公印規程の一部を改正する規程

広島県公営企業公印規程（昭和四十二年公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県上下水道部公印規程</p> <p>（この規程の趣旨）</p> <p>第一条 広島県上下水道部において使用する公印の管理事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>（公印の登録）</p> <p>第三条 上下水道部上下水道総務課長は、公印台帳を備え、公印の登録をしなければならない。</p>	<p>広島県公営企業公印規程</p> <p>（この規程の趣旨）</p> <p>第一条 広島県公営企業において使用する公印の管理事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>（公印の登録）</p> <p>第三条 企業局企業総務課長は、公印台帳を備え、公印の登録をしなければならない。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
1 上下水道部長印	広島県上下水道部長	方27	上下水道部 上下水道総務課
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
2 上下水道部長職務代理者印	広島県上下水道部長職務代理者	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
3 企業出納員印	広島県上下水道部企業出納員	方18	〃

改正前

別表（第2条関係）

種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
1 管理者印	広島県公営企業管理者	方27	企業局企業総務課
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
2 管理者職務代理者印	広島県公営企業管理者職務代理者	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
3 地方機関の長印	広島県広島水道事務所長	方21	広島県広島水道事務所
	広島県広島水道事務所長	〃	〃
	広島県水質管理センター所長	〃	広島県水質管理センター
4 企業出納員印	広島県庁公営企業企業出納員	方18	企業局企業総務課
	広島県広島水道事務所企業出納員	〃	広島県広島水道事務所
	広島県水質管理センター企業出納員	〃	広島県水質管理センター

附 則

この規程は、公布の日から施行する。